

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：相模原市

令和8年7月31日公表

【学校職員を除く職員】

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.9%
全職員	74.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.7%
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	96.0%
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.3%
31～35年	96.3%
26～30年	90.6%
21～25年	89.3%
16～20年	85.8%
11～15年	85.0%
6～10年	87.0%
1～5年	89.0%

【説明欄】

男女の賃金差異の主な要因は次のとおり。

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は63.8%である。

・男性職員の方が時間外勤務の時間が長い傾向にあり、時間外勤務手当における男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は65.6%である。

・「全職員」について、女性の会計年度任用短時間勤務職員の割合が多いことにより差異が大きくなっている。

※「役職段階別」の「本庁係長相当職」は、男女ともに該当する役職段階なし

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	24. 4%

【説明欄】

○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の伸び率

区分	令和 7 年度	伸び率
管理的地位にある職員	24. 1%	0. 3 ポイント

○管理職登用率

	管理職登用率
男性職員	13. 3%
女性職員	6. 8%

※いずれも、各年度 4 月 1 日現在数値

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	22. 0%
本庁課長相当職	25. 3%
本庁課長補佐相当職	26. 5%
本庁係長相当職	—

【説明欄】

○各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率

区分	令和 7 年度	伸び率
本庁部局長・次長相当職	18. 5%	3. 5 ポイント
本庁課長相当職	26. 3%	—1. 0 ポイント
本庁課長補佐相当職	24. 7%	1. 8 ポイント
本庁係長相当職	—	—

※本庁係長相当職に該当する役職段階なし

※いずれも、各年度 4 月 1 日現在数値

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	79.2%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	2.0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	34.3%	0%	—	—
1月超3月以下	27.5%	3.7%	—	—
3月超6月以下	17.6%	0%	—	—
6月超9月以下	5.9%	7.3%	—	—
9月超12月以下	8.8%	25.6%	—	—
12月超24月以下	1.0%	28.0%	—	—
24月超	2.0%	35.4%	—	—

【説明欄】

○男性職員の育児休業の取得率の推移

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
消防吏員及び学校職員を除く職員 (1週間以上の取得)	74.7%	79.7%	86.4%
消防吏員	20.0%	42.4%	68.1%

※会計年度任用職員については対象者なし

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	17.2 時間／月
内部部局等以外	11.4 時間／月

【説明欄】

○全職員（管理的地位にある職員を除く）における一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和5年度	令和6年度	令和7年度
13.6 時間／月	13.9 時間／月	13.8 時間／月

【学校職員】

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.7%
全職員	93.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.2%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.4%
31～35年	92.9%
26～30年	92.5%
21～25年	92.2%
16～20年	91.9%
11～15年	88.9%
6～10年	91.5%
1～5年	89.9%

【説明欄】

扶養手当について、総受給者数に占める男性の割合が74.9%（令和7年4月時点）であり男性の給与の額を押し上げている。また、扶養手当の増加に伴い地域手当や期末手当が増加することも同要因となっている。

※「役職段階別」の「本庁係長相当職」は、男女ともに該当する役職段階なし

Ⅱ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

2. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	34.2%
女性	96.2%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	34.6%	0%	—	—
1月超3月以下	11.5%	0%	—	—
3月超6月以下	34.6%	2.6%	—	—
6月超9月以下	11.5%	7.9%	—	—
9月超12月以下	3.9%	19.7%	—	—
12月超24月以下	3.9%	31.6%	—	—
24月超	0%	38.2%	—	—

【説明欄】

○男性職員の育児休業の取得率の推移

令和5年度	令和6年度	令和7年度
26.3%	22.8%	34.2%

※会計年度任用職員については対象者なし

Ⅲ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	—
内部部局等以外	9.3 時間／月

【説明欄】

※内部部局等に該当する所属の職員なし